

U5—2025—

国税専門 A

専門(記述式)試験問題

注 意 事 項

1. 問題は、憲法、民法、経済学、会計学、社会学の **5 題**ありますが、このうち **1 題**を選んで解答してください。
2. 解答時間は **1 時間 20 分**です。
3. 答案用紙の記入について
 - (ア) 答案用紙は 1 枚(両面)です。
 - (イ) 答案は濃くはっきり書き、書き損じた場合は、解答の内容がはっきり分かるように訂正してください。
 - (ウ) 表側の各欄にそれぞれ必要事項を記入してください。**問題番号欄には、解答した問題の番号(例えば憲法の場合は「1」)を記入**してください。
 - (エ) 試験の公正を害するおそれがありますので、答案用紙の切取線より下の部分に氏名その他解答と関係のない事項を記載しないでください。
4. この問題集は、本試験種目終了後に持ち帰りができます。
5. 本試験種目の途中で退室する場合は、退室時の問題集の持ち帰りはできませんが、希望する方には後ほど渡します。別途試験官の指示に従ってください。なお、試験時間中に、この問題集を切り取ったり、転記したりしないでください。
6. 下欄に受験番号等を記入してください。

第 1 次試験地	試験の区分	受験番号	氏 名
	国税専門 A		

指示があるまで中を開いてはいけません。

途中で退室する場合……………本試験種目終了後の問題集の持ち帰りを

希望しない

1. 憲法

憲法第 14 条第 1 項は、「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。」と定めている。

- (1) 憲法第 14 条第 1 項の「法の下に平等」の意味について、「法適用の平等」のみを意味するという見解と、それに加えて「法内容の平等」をも意味するという見解があることを踏まえ、論じなさい。
- (2) 平成 13 年 7 月に死亡した者の遺産の分割について争われ、平成 25 年改正前の民法第 900 条第 4 号ただし書の前半部分の規定が憲法第 14 条第 1 項に違反し無効であるとの判断がされた決定(最大決平成 25 年 9 月 4 日)について、同決定が憲法第 14 条第 1 項に違反すると判断した理由を含め、その決定内容を説明しなさい。

(参考)

○ 民法(平成 25 年改正前のもの)

(法定相続分)

第 900 条 同順位の相続人が数人あるときは、その相続分は、次の各号の定めるところによる。

一～三 (略)

四 子、直系尊属又は兄弟姉妹が数人あるときは、各自の相続分は、相等しいものとする。ただし、嫡出でない子の相続分は、嫡出である子の相続分の二分の一とし、父母の一方のみを同じくする兄弟姉妹の相続分は、父母の双方を同じくする兄弟姉妹の相続分の二分の一とする。

2. 民法

次の事例を読み、設問に答えなさい。

[事例]

Aは、5年前に配偶者に先立たれ、自らの子であるBとともに2人で生活をしていたが、Bが、突然発症した難病のため長期入院を余儀なくされた。その後、Aは、Bの入院費用を支払うことができなくなり、旧知の仲であるXに対して、借金を申し出た。これを受けてXは、令和5年4月1日、Aに対して、弁済期を令和7年3月31日として、100万円を貸し付けた。

しかし、Aは、仕事がうまくいかず、Xからの借金だけではBの入院費用を賄えなくなったため、Xと共通の友人であるYにも、Xからも借金をしている事実を伝えつつ、借金を申し出た。Yはこれに応じて、令和5年10月1日、Aに対して、弁済期を令和7年4月1日として、300万円を貸し付けた。

その後、Bは退院した。Aは、X及びYへの弁済期が近付いてきたので、銀行に預けていた定期預金を解約して、手元に300万円を準備したが、Aにとっては、この300万円が唯一の財産であった。AがX及びYへの返済をどうすればいいのか悩んでいるうちに、令和7年4月1日を迎えた。

同日朝、AのもとにYが訪ねてきて弁済を求めたので、Aは、手元にある300万円が唯一の財産であり、このお金を使ってしまうと、Xへの返済の当てがなくなることをYに打ち明けた。AとYはしばらく話し合い、Xを害する意図の下、300万円全額をYへの弁済に充てることとし、YはAから300万円の弁済を受けた。

翌日、全ての事情を知ったXは、Aに対して抗議したが、Aは、「Yには借りたお金を返しているだけであり、悪いことはしていない。そもそも、100万円しか貸していない人間が、300万円を貸してくれたYへの弁済を一切するななどと言うのはおかしい。」と言い、まともに取り合わなかったため、Xは、Yに対して直ちに訴えを提起することにした。

[設問]

本件訴えにおいて、XはYに対してどのような請求をすることができるか。

(参考)

○ 民法

(詐害行為取消請求)

第424条 債権者は、債務者が債権者を害することを知ってした行為の取消しを裁判所に請求することができる。ただし、その行為によって利益を受けた者(以下この款において「受益者」という。)がその行為の時ににおいて債権者を害することを知らなかったときは、この限りでない。

2 (略)

3 債権者は、その債権が第1項に規定する行為の前の原因に基づいて生じたものである場合に限り、同項の規定による請求(以下「詐害行為取消請求」という。)をすることができる。

4 (略)

(特定の債権者に対する担保の供与等の特則)

第424条の3 債務者がした既存の債務についての担保の供与又は債務の消滅に関する行為について、債権者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、詐害行為取消請求をすることができる。

一 その行為が、債務者が支払不能(債務者が、支払能力を欠くために、その債務のうち弁済期にあるものにつき、一般的かつ継続的に弁済することができない状態をいう。次項第1号において同じ。)の時に行われたものであること。

二 その行為が、債務者と受益者とが通謀して他の債権者を害する意図をもって行われたものであること。

2 (略)

3. 経済学

消費関数に関する次の問いに答えなさい。

- (1) ケインズ型消費関数について、以下の用語を用いて説明しなさい。

限界消費性向、平均消費性向

- (2) 恒常所得仮説とライフサイクル仮説について、以下の用語を用いて説明しなさい。

恒常所得、変動所得、若年期、老年期

- (3) 恒常所得仮説やライフサイクル仮説の問題点について、以下の用語を用いて説明しなさい。

流動性制約、遺産

4. 会計学

企業が支出をした際、当該支出額を資産とする会計処理と、費用とする会計処理がある。これに関する次の問いに答えなさい。

- (1) 繰延資産に関する以下の設問①、②に答えなさい。

① 繰延資産の定義について説明しなさい。

② 繰延資産の具体例を一つ挙げ、その会計処理を説明しなさい。

- (2) 研究開発費を資産計上せずに全て発生時に費用として処理する理由を説明しなさい。

5. 社会学

「支配」と「官僚制」に関する次の問いに答えなさい。

- (1) M. ヴェーバーの論じた支配の三類型(合法的支配・伝統的支配・カリスマ的支配)について、それぞれの正当性の根拠と特徴に言及しつつ説明しなさい。
- (2) M. ヴェーバーの論じた近代的官僚制の特徴について説明しなさい。
- (3) R. K. マートンが主張した官僚制の逆機能について説明しなさい。